

パートも！学生アルバイトも！

新潟県最低賃金は

時間額 890円

になります

**最低賃金引上げのための支援策
「業務改善助成金」をご活用下
さい**

新潟県最低賃金額は、従来の時間額859円から31円引き上げられ、本年10月1日から890円になります。

新潟県最低賃金は、県内で事業を営む全ての使用者及びその事業場で働く全ての労働者（臨時、パート、アルバイト等を含む。）に適用されます。

この機会に、最低賃金額を今一度確認しましょう。

事業場の最も低い時間給を一定程度引上げ、生産性向上に取り組んだ場合「業務改善助成金」が利用できます。

詳しくは、業務改善助成金コールセンターまで、お問い合わせください。

- 業務改善助成金に関するご相談は、
 - ・業務改善助成金コールセンター 電話：0120-366-440
- 最低賃金に関するお問い合わせは、
 - ・新潟労働局労働基準部賃金室 電話：025-288-3504

〒950-8625

新潟市中央区美咲町1丁目2番1号 新潟美咲合同庁舎2号館3階
新潟労働局 労働基準部 賃金室

電話 025-288-3504、FAX 025-288-3515